

山バス第80号
平成28年9月23日

会員貸切バス事業者 様

公益社団法人山口県バス協会
会長 河内 秀夫

「旅客自動車運送事業運輸規則」等の一部改正について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

今般、「旅客自動車運送事業運輸規則」が別紙1のとおり、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」及び「旅客自動車運送事業者が事業用旅客自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」が別紙2のとおり、また、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」が別添のとおり一部改正されましたので通知します。

なお、改正概要は下記のとおりですので、遺漏のないようお願いいたします。

記

- 1 運輸規則第7条の2（運送引受書の交付）第3項 施行日：11月1日
貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、「その額を記載した書類」を、運送引受書の写しとともに、運送終了の日から1年間保存しなければならない。

（解釈運用通達等）

運送申込者に手数料等を支払った場合は「その額を記載した書類」の保存が義務付けられるとともに、年間契約等により、一定期間内の運行に係る手数料又はこれに類するものの額を定めた場合は、運行ごとに当該契約書の写しを運送引受書の写しとともに保存しなければなりません。

- 2 運輸規則第37条（乗務員台帳及び乗務員証）第1項 施行日：11月1日
乗務員台帳には、「運転者の運転の経歴」を記載しなければならない。

（解釈運用通達等）

「運転者の経歴」については、運転経歴の的確な把握により、個々の運転者の状況に応じた指導監督を実施しようとするもので、選任する運転者については、

次の事項を記載し、ハ、に掲げる車種区分については、乗務する車種区分に変更を生じた場合ごとに、記載しなければなりません。ただし、改正規定の施行日以降に選任した運転者については、過去に他の貸切旅客自動車運送事業者において選任された経験を有する場合には、直近に選任した事業者について、運転の経歴に掲げる事項を記載しますが、雇入れ時に提出された履歴書（運転の経歴を記載したものに限る。）の写しの添付に代えることができます。

なお、施行日前に選任した運転者については、施行月時点からの運転経歴を記載し、それ以前の運転経歴については記載することが望まれます。

【運転の経歴】

イ 事業者の氏名又は名称

ロ 運転者として選任されている期間

ハ 主に乗務する貸切バスの車種区分（次による）

大型車：車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上

中型車：大型車、小型車以外のもの

小型車：車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下

- 3 運輸規則第47条の9（運行管理者等の選任）第3項 施行日：11月1日
運行管理者の業務を補助させるための「補助者」として、運行管理者資格者証の返納を命ぜられて2年を経過しない者は選任できない。

（解釈運用通達等）

この規定は、施行日以前に選任された補助者には適用されません。また、返納の対象となる種別の事業以外の事業の補助者には選任できます。

- 4 運送引受書の記載事項を定める告示 施行日：11月1日
運送引受書には、届け出た貸切旅客の運賃及び料金をもとに算出した当該運送に係る運賃及び料金の上限額及び下限額を記載しなければならない。
- 5 事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針 施行日：12月1日
貸切バスの運転者として新たに雇い入れた全ての者に対して「特別な指導」を実施するとともに、運転者として選任する前に「初任診断」の受診が義務付けられました。

- 4 輸送人員又は運送回数については、路線を定めて運送を行う場合にあつては輸送人員を、区域を定めて運送を行う場合にあつては運送回数を記載すること。
- 5 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 6 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。

この省令は、平成二十八年九月一日から施行する。

○国土交通省令第六十三号

道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二十七條第二項(同法第四十三條第五項において準用する場合を含む)、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一條(同法第九十九條において準用する場合を含む)、第七十五條の三第一項及び第七項並びに道路運送車両法関係手数料令(昭和二十六年政令第百五十五号)第二條第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月三十一日

国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

(道路運送車両の保安基準の一部改正)

第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の三中「第六項」を「第七項」に改める。

第十八條第八項を同條第九項とし、同條第七項を同條第八項とし、同條第六項の次に次の一項を加える。

7 自動車(次の各号に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の車体の上部が転覆等により変形を生じた場合において、乗車人員に過度の傷害を与えるおそれのないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 乗車定員十七人以下の自動車
- 二 車両総重量十二トン以下の自動車
- 三 立席を有する自動車
- 四 二階建ての自動車
- 五 貨物の運送の用に供する自動車
- 六 前各号の自動車の形状に類する自動車
- 七 二輪自動車
- 八 側車付二輪自動車
- 九 三輪自動車
- 十 カタビラ及びそりを有する軽自動車
- 十一 大型特殊自動車
- 十二 小型特殊自動車

第二条 (旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)

第二条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第七條の二に次の一項を加える。

3 一般貨切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払つた場合には、その額を記載した書類を、前項の運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から一年間保存しなければならない。

第三十七條第一項中「第八号」を「第九号」に、「第九号」を「第十号」に改め、同項第九号を同項第十号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 運転者の運転の経歴

ただし、法第二十三條の二第二項第一号に該当する者は、補助者に選任することができない。

(装置型式指定規則の一部改正)

第三条 装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五 法第四十一條第七号の車枠及び車体のうち車両転覆時の乗員保護装置(専ら乗用の用に供する自動車(立席を有する自動車、二階建ての自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を除く)であつて乗車定員十八人以上のものに備えるものに限る。)

第五条第一項の表第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五 第一条第六号の五の車両転覆時の乗員保護装置

第六十六号第二改訂版

第三号様式中

第二條第六号の四の歩行者頭部保護装置及び歩行者側部保護装置

を

第一條第六号の五の車両転覆時の乗員保護装置

第一條第六号の五の車両転覆時の乗員保護装置

に改める。

(道路運送車両法関係手数料規則の一部改正)

第四条 道路運送車両法関係手数料規則(平成二十八年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十一号の次に次の一号を加える。

五十一の二 保安基準第十八條第七項に定める基準に係る試験 三十五万二千元

別表第二第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 保安基準第十八條第七項に定める基準に係る試験 三十五万二千元

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二十八年十一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第七條の二第三項の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に運送引受書を交付する場合について適用し、同日前に運送引受書を交付した場合については、なお従前の例による。

(国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の項中「第七條の二第二項」の下に「及び第三項」を加える。

国自整第148号
 平成25年8月23日
 一部改正 国自安第209号
 国自旅第343号
 国自整第243号
 平成25年12月16日
 一部改正 国自安第312号
 国自旅第623号
 国自整第398号
 平成26年3月31日
 一部改正 国自安第155号
 国自旅第229号
 国自整第239号
 平成27年11月9日
 一部改正 国自安第112号
 国自旅第153号
 国自整第161号
 平成28年9月8日

国自整第148号
 平成25年8月23日
 一部改正 国自安第209号
 国自旅第343号
 国自整第243号
 平成25年12月16日
 一部改正 国自安第312号
 国自旅第623号
 国自整第398号
 平成26年3月31日
 最終改正 国自安第155号
 国自旅第229号
 国自整第239号
 平成27年11月9日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
 沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
 自動車局旅客課長
 自動車局整備課長

自動車局安全政策課長
 自動車局旅客課長
 自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第7条の2 運送引受書の交付

(1)～(4) (略)

(5) 第3項の「運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類」について、年間契約等により、一定期間内の運行に係る手数料又はこれに類するものの額を定めた場合は、運行ごとに当該契約書の写しを運送引受書の写しとともに保存しなければならない。

第7条の2 運送引受書の交付

(1)～(4) (略)

(新設)

第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置 (第6項)

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. (略)

ロ. 高速乗合バス (道路運送法施行規則 (昭和26年運輸省令第75号) 第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号ロの運賃を適用するものをいう。以下この項において同じ。) 及び貸切バス (一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバスをいう。以下同じ。) にあつては次の「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について」で定められた条件を超えて引き続き運行する場合

② (略)

(7) (略)

第37条 乗務員台帳及び乗務員証

(略)

(1) 乗務員台帳の作成・記載 (第1項)

① (略)

② (略)

③ 第6号の「運転者の運転の経歴」については、運転経歴の適確な把握により、個々の運転者の状況に応じたきめ細やかな指導監督の実施を図ろうとするものであり、一般貸切旅客自動車運送事業者においては、選任する貸切バスの運転者については、以下の事項 (以下「運転の経歴」という。) を記載させること。ハ. に掲げる車種区分については、乗務する車種区分に変更を生じた場合ごと、遺漏なく記載させること。

イ. 事業者の氏名又は名称

ロ. 運転者として選任されている期間

ハ. 主に乗務する貸切バスの車種区分 (「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処

第21条 過労防止等

(1)～(5) (略)

(6) 交替運転者の配置 (第6項)

① 「運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」とは、運転者の体調等を考慮して個別に判断することが必要であるが、次のいずれかの場合がこれに該当する。

イ. (略)

ロ. 高速乗合バス (道路運送法施行規則 (昭和26年運輸省令第75号) 第3条の3第1号に規定する路線定期運行であって、同規則第10条第1項第1号ロの運賃を適用するものをいう。以下この項において同じ。) 及び貸切バス (一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバスをいう。以下この項において同じ。) にあつては次の「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について」で定められた条件を超えて引き続き運行する場合

② (略)

(7) (略)

第37条 乗務員台帳及び乗務員証

(略)

(1) 乗務員台帳の作成・記載 (第1項)

① (略)

② (略)

(新設)

理について」(平成11年12月13日付自旅第128号、
自環第241号)別紙1(3)①による区分をいう。

ただし、平成28年11月1日以降に選任した運転者につ
いては、過去に他の一般貸切旅客自動車運送事業者におい
て選任された経験を有する場合には、直近に選任した事業
者について、運転の経歴に掲げる事項を記載させること。
この場合、他の一般貸切旅客自動車運送事業者における経
歴については、運転者の雇入れ時に提出された履歴書(運
転の経歴を記載したものに限る。)の写しを添付すること
で代えることができる。また、平成28年11月1日前に選
任した運転者については、同月時点からの運転の経歴を記
載させるとともに、それ以前の運転の経歴については、積
極的に記載することが望ましい。

なお、一般貸切旅客自動車運送事業者以外の旅客自動車
運送事業者においても、個々の運転者の状況に応じたきめ
細やかな指導監督の実施を図るため、運転の経歴について
は、積極的に一般貸切旅客自動車運送事業者に準じて記載
することが望ましい。

- ④ 第7号の(略)
- ⑤ 第7号の(略)
- ⑥ 第7号の(略)
- ⑦ 第8号の(略)

(2) ~ (4) (略)

第47条の9 運行管理者等の選任

(1) ~ (4) (略)

(5) 第3項の「法第23条の2第2項第1号に該当する者」に
ついては、平成28年11月1日前に選任された補助者に対し
ては、この規定を適用しない。また、その返納の対象となる
種別の事業について補助者に選任することができないことと
し、他の種別の事業については補助者に選任しても差し支え
ない。

(6) ~ (9) (略)

- ③ 第6号の(略)
- ④ 第6号の(略)
- ⑤ 第6号の(略)
- ⑥ 第7号の(略)

(2) ~ (4) (略)

第47条の9 運行管理者等の選任

(1) ~ (4) (略)

(新設)

(5) ~ (8) (略)

「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」の一部改正について

新	旧
<p>(最終改正：平成28年8月31日 国土交通省告示第970号)</p> <p>旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示 (用語)</p> <p>第1条 この告示において使用する用語は、旅客自動車運送事業運輸規則において使用する用語の例による。</p> <p>(運送引受書の記載事項)</p> <p>第2条 旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該運送の申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先 ② 当該運送を引き受ける一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先 ③ 当該運送の申込みに係る旅客の団体の名称 ④ 当該運送を引き受ける一般貸切旅客自動車運送事業者の住所及び電話番号その他の連絡先（緊急時における連絡先を含む。）並びに道路運送法第4条第1項の許可の年月日及び許可番号並びに営業区域 ⑤ 当該運送に係る事業用自動車（以下単に「事業用自動車」という。）の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程 ⑥ 事業用自動車の配車の地点及び日時 ⑦ 当該運送の申込みに係る乗車人員 ⑧ 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数 ⑨ 当該運送に係る運賃及び料金の支払方法 ⑩ <u>法第9条の2第1項の規定により届け出た運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限額及び下限額</u> ⑪ 交替するための事業用自動車の運転者を配置しない場合には、その理由 ⑫ 当該運送に係る実車走行距離及びその要する時間 ⑬ 当該運送に係る総走行距離及びその要する時間 ⑭ 事業用自動車については締結されている損害賠償保険契約又は損害賠償責任共済契約の概要 ⑮ 事業用自動車の車掌の乗務の有無 ⑯ 前各号に掲げるもののほか、特約があるときは、その内容 <p>附 則</p> <p>この告示は、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令の施行の日から施行する。 <u>この告示は、平成28年11月1日から施行する。</u></p>	<p>(平成24年6月29日 国土交通省告示第769号) 施行日：平成24年7月20日</p> <p>旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示 (用語)</p> <p>第1条 この告示において使用する用語は、旅客自動車運送事業運輸規則において使用する用語の例による。</p> <p>(運送引受書の記載事項)</p> <p>第2条 旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該運送の申込者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先 ② 当該運送を引き受ける一般貸切旅客自動車運送事業者と運送契約を締結する者の氏名又は名称及び住所並びに電話番号その他の連絡先 ③ 当該運送の申込みに係る旅客の団体の名称 ④ 当該運送を引き受ける一般貸切旅客自動車運送事業者の住所及び電話番号その他の連絡先（緊急時における連絡先を含む。）並びに道路運送法第4条第1項の許可の年月日及び許可番号並びに営業区域 ⑤ 当該運送に係る事業用自動車（以下単に「事業用自動車」という。）の発車及び到着の日時、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他事業用自動車の運行に関する旅行の日程 ⑥ 事業用自動車の配車の地点及び日時 ⑦ 当該運送の申込みに係る乗車人員 ⑧ 乗車定員別又は車種別の事業用自動車の数 ⑨ 当該運送に係る運賃及び料金の支払方法 ⑩ <u>(新設)</u> ⑪ 交替するための事業用自動車の運転者を配置しない場合には、その理由 ⑫ 当該運送に係る実車走行距離及びその要する時間 ⑬ 当該運送に係る総走行距離及びその要する時間 ⑭ 事業用自動車については締結されている損害賠償保険契約又は損害賠償責任共済契約の概要 ⑮ 事業用自動車の車掌の乗務の有無 ⑯ 前各号に掲げるもののほか、特約があるときは、その内容 <p>附 則</p> <p>この告示は、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令の施行の日から施行する。</p>

「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」の一部改正について

新	旧
<p>(最終改正：平成28年8月31日 国土交通省告示第971号)</p> <p>旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針</p> <p>第1章 一般的な指導及び監督の指針 (略)</p> <p>第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針</p> <p>旅客自動車運送事業者は、運輸規則第38条第2項の規定に基づき、第一章の一般的な指導及び監督に加え、1に掲げる目的を達成するため、2の各号に掲げる事業用自動車の運転者に対し、それぞれ当該各号に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ指導を実施し、運輸規則第37条第1項に基づき、指導を実施した年月日及び指導の具体的内容を乗務員台帳に記載するか、又は、指導を実施した年月日を乗務員台帳に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面を乗務員台帳に添付するものとする。また、4の各号に掲げる運転者に対し、当該各号に掲げる方法により適性診断を受診させ、受診年月日及び適性診断の結果を記録した書面を同項に基づき乗務員台帳に添付するものとする。さらに、5に掲げる事項により、運転者として新たに雇い入れた者に対し、雇い入れる前の事故歴を把握した上で、必要に応じ、特別な指導を行い、適性診断を受けさせるものとする。</p> <p>1 目的</p> <p>旅客自動車運送事業者は、交通事故を引き起こした事業用自動車の運転者についてその再発防止を図り、また、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を十分に習得していない新たに雇い入れた運転者及び加齢に伴い身体機能が変化しつつある高齢者である運転者について交通事故の未然防止を図るためには、これら特定の運転者に対し、よりきめ細かな指導を実施する必要がある。そこで、特定の運転者に対して行う特別な指導は、個々の運転者の状況に応じ、適切な時期に十分な時間を確保して事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な事項を確認させることを目的とする。</p> <p>2 指導の内容及び時間</p> <p>(1) 死者又は重傷者 (以下略)</p> <p>(2) 次のいずれかに掲げる者 (貸切バス以外の一般旅客自動車運送事業の事業用自動車(以下「一般旅客自動車」という。)の運転者として新たに雇い入れた者又は選任した者 あっては、雇入れの日又は選任される日前3年間に他の旅客自動車運送事業者において当該旅客自動車運送事業者と同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として</p>	<p>(最終改正：平成24年4月13日 国土交通省告示第460号)</p> <p>旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針</p> <p>第1章 一般的な指導及び監督の指針 (略)</p> <p>第2章 特定の運転者に対する特別な指導の指針</p> <p>旅客自動車運送事業者は、運輸規則第38条第2項の規定に基づき、第一章の一般的な指導及び監督に加え、1に掲げる目的を達成するため、2の各号に掲げる事業用自動車の運転者に対し、それぞれ当該各号に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ指導を実施し、運輸規則第37条第1項に基づき、指導を実施した年月日及び指導の具体的内容を乗務員台帳に記載するか、又は、指導を実施した年月日を乗務員台帳に記載したうえで指導の具体的内容を記録した書面を乗務員台帳に添付するものとする。また、4の各号に掲げる運転者に対し、当該各号に掲げる方法により適性診断を受診させ、受診年月日及び適性診断の結果を記録した書面を同項に基づき乗務員台帳に添付するものとする。さらに、5に掲げる事項により、運転者として新たに雇い入れた者に対し、雇い入れる前の事故歴を把握した上で、必要に応じ、特別な指導を行い、適性診断を受けさせるものとする。</p> <p>1 目的</p> <p>旅客自動車運送事業者は、交通事故を引き起こした事業用自動車の運転者についてその再発防止を図り、また、事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な運転に関する技能及び知識を十分に習得していない新たに雇い入れた運転者及び加齢に伴い身体機能が変化しつつある高齢者である運転者について交通事故の未然防止を図るためには、これら特定の運転者に対し、よりきめ細かな指導を実施する必要がある。そこで、特定の運転者に対して行う特別な指導は、個々の運転者の状況に応じ、適切な時期に十分な時間を確保して事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために必要な事項を確認させることを目的とする。</p> <p>2 指導の内容及び時間</p> <p>(1) 死者又は重傷者 (以下略)</p> <p>(2) 次のいずれかに掲げる者 であって、雇入れの日又は選任される日前3年間に他の旅客自動車運送事業者において当該旅客自動車運送事業者と同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されたことがない者 (特定旅客自動車の運転者として新たに雇い入れた者又は選任したもの) にあっては、過去3年間に乗合バス、貸切</p>

選任されたことがない者に限り、特定旅客自動車の運転者として新たに雇い入れた者又は選任した者~~に~~あつては、過去3年間に乗合バス、貸切バス、ハイヤー・タクシー及び特定旅客自動車のいずれの運転者としても選任されたことがない者に限る。) (以下「初任運転者」という。)

- ① 当該旅客自動車運送事業者において事業用自動車の運転者として新たに雇い入れた者
- ② 当該旅客自動車運送事業者において他の種類の事業用自動車の運転者として選任されたことがある者であつて当該種類の事業の事業用自動車の運転者として初めて選任される者

以下 (略)

3 特別な指導に当たつて配慮すべき事項 (略)

4 適性診断の受診

- (1) 事故惹起運転者 (略)
- (2) 運転者として新たに雇い入れた者~~(貸切バス以外の一般旅客自動車又は特定旅客自動車の運転者として新たに雇い入れた者であつて、雇入れの日前3年間に初任診断(初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。))~~を受診したことがある者及び個人タクシー事業者を除く。) 当該旅客自動車運送事業者において事業用自動車の運転者として選任する前に初任診断を受診させる。

以下 (略)

附則 この告示は、平成21年10月1日から施行する。
この告示は、平成28年12月1日から施行する。

バス、ハイヤー・タクシー及び特定旅客自動車のいずれの運転者としても選任されたことがない者に限る。) (以下「初任運転者」という。)

- ① 当該旅客自動車運送事業者において事業用自動車の運転者として新たに雇い入れた者
- ② 当該旅客自動車運送事業者において他の種類の事業用自動車の運転者として選任されたことがある者であつて当該種類の事業の事業用自動車の運転者として初めて選任される者

以下 (略)

3 特別な指導に当たつて配慮すべき事項 (略)

4 適性診断の受診

- (1) 事故惹起運転者 (略)
- (2) 運転者として新たに雇い入れた者~~であつて雇入れの日前3年間に初任診断(初任運転者のための適性診断として国土交通大臣が認定したものをいう。))~~を受診したことがない者(個人タクシー事業者を除く。) 当該旅客自動車運送事業者において事業用自動車の運転者として選任する前に初任診断を受診させる。

以下 (略)

附則 この告示は、平成21年10月1日から施行する。

「旅客自動車運送事業運輸規則」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<p>(最終改正：平成28年8月31日 国土交通省令第63号)</p> <p>【抜粋記載】</p> <p style="text-align: center;">旅客自動車運送事業運輸規則</p> <p>(運送引受書の交付)</p> <p>第7条の2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、当該運送の申込者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者の名称 (2) 運行の開始及び終了の地点及び日時 (3) 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時 (4) 旅客が乗車する区間 (5) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。） (6) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。） (7) 運賃及び料金の額 (8) 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める事項 <p>2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の規定による運送引受書の写しを運送の終了の日から1年間保存しなければならない。</p> <p><u>3 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、前項の運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から1年間保存しなければならない。</u></p> <p>(乗務員台帳及び乗務員証)</p> <p>第37条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、第1号から第9号までに掲げる事項を記載し、かつ、第10号に掲げる写真をはり付けた一定の様式の乗務員台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 作成番号及び作成年月日 (2) 事業者の氏名又は名称 (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所 (4) 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日 (5) 道路交通法 に規定する運転免許に関する次の事項 <ol style="list-style-type: none"> イ 運転免許証の番号及び有効期限 ロ 運転免許の年月日及び種類 ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件 	<p>(最終改正：平成26年1月24日 国土交通省令第7号)</p> <p style="text-align: center;">旅客自動車運送事業運輸規則</p> <p>(運送引受書の交付)</p> <p>第7条の2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、当該運送の申込者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者の名称 (2) 運行の開始及び終了の地点及び日時 (3) 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時 (4) 旅客が乗車する区間 (5) 乗務員の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。） (6) 乗務員の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。） (7) 運賃及び料金の額 (8) 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める事項 <p>2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の規定による運送引受書の写しを運送の終了の日から1年間保存しなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(乗務員台帳及び乗務員証)</p> <p>第37条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者ごとに、第1号から第8号までに掲げる事項を記載し、かつ、第9号に掲げる写真をはり付けた一定の様式の乗務員台帳を作成し、これを当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 作成番号及び作成年月日 (2) 事業者の氏名又は名称 (3) 運転者の氏名、生年月日及び住所 (4) 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日 (5) 道路交通法 に規定する運転免許に関する次の事項 <ol style="list-style-type: none"> イ 運転免許証の番号及び有効期限 ロ 運転免許の年月日及び種類 ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件

(6) 運転者の運転の経歴

(7) 事故を引き起こした場合又は道路交通法第 108 条の 34 の規定による通知を受けた場合は、その概要

(8) 運転者の健康状態

(9) 次条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

(10) 乗務員台帳の作成前 6 月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真（一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者にあつては、縦 3.6 センチメートル以上、横 2.4 センチメートル以上の大きさの写真）

2～4 （略）

（運行管理者等の選任）

第 4 7 条の 9 旅客自動車運送事業者は、次の表の第 1 欄に掲げる事業の種別に応じ、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる営業所ごとに同表の第 3 欄に掲げる種類の運行管理者資格者証（以下「資格者証」という。）を有する者の中から、同表の第 4 欄に掲げる数以上の運行管理者を選任しなければならない。

表 略

2 略

3 旅客自動車運送事業者は、資格者証若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 19 条第 1 項 に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習（以下単に「講習」という。）であつて次項において準用する第 41 条の 2 及び第 41 条の 3 の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（以下「補助者」という。）を選任することができる。ただし、法第 23 条の 2 第 2 項第 1 号に該当する者は、補助者に選任することができない。

4 略

附則

（施行期日）

第 1 条 この省令は、公布の日から施行する。ただし第 2 条※今回の改正部分及び附則第 3 条の規定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 2 条の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条の 2 第 3 項の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に運送引受書を交付する場合について適用し、同日前に運送引受書を交付した場合には、なお従前の例による。以下（略）

(新設)

(6) 事故を引き起こした場合又は道路交通法第 108 条の 34 の規定による通知を受けた場合は、その概要

(7) 運転者の健康状態

(8) 次条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

(9) 乗務員台帳の作成前 6 月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真（一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者にあつては、縦 3.6 センチメートル以上、横 2.4 センチメートル以上の大きさの写真）

2～4 （略）

（運行管理者等の選任）

第 4 7 条の 9 旅客自動車運送事業者は、次の表の第 1 欄に掲げる事業の種別に応じ、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる営業所ごとに同表の第 3 欄に掲げる種類の運行管理者資格者証（以下「資格者証」という。）を有する者の中から、同表の第 4 欄に掲げる数以上の運行管理者を選任しなければならない。

表 略

2 略

3 旅客自動車運送事業者は、資格者証若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 19 条第 1 項 に規定する運行管理者資格者証を有する者又は国土交通大臣が告示で定める運行の管理に関する講習（以下単に「講習」という。）であつて次項において準用する第 41 条の 2 及び第 41 条の 3 の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（以下「補助者」という。）を選任することができる。(追加)

4 略